

岩手県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	開設している施術所		指定年月日
	名称	所在地	
長谷川 睦子	飯岡接骨鍼灸院	盛岡市永井20地割2番地	平成24年6月1日